

【実学広場】

訴訟時効の変更と債権回収時の留意点

謝 宏 弁護士

広東謝宏法律事務所代表

2017年10月1日から中国で民法総則の施行に伴い、訴訟時効の規定が変更された。これにより、権利者保護が強化され、中国で以前から深刻となっている債権回収問題についても、改善が図られる見通しだが、取引契約締結前の準備が最も重要である点に今後も変わらない。訴訟又は仲裁は、中国の債権回収時の最後の手段であるが、債権回収の観点から取引契約を取り決めることも重要である。

本文では、訴訟時効規定の影響及び取引契約における債権回収上の留意点を簡単に説明する。

第一、民法の法体系整備で権利者保護を強化

中国では、民法通則（通則）が1987年から施行されているが、条文は156条しかなく、経済活動が活発化した中国社会の現状を鑑みると不十分な内容となっている。こうした中、中国では、まず民法典の総則（以下、民法総則という）を編纂し、次いで民法典の各編を編纂することで、2020年までに民法の法体系が整備される見込み。

特徴として、民法総則では新たに基本原則に省エネ・環境保護の理念を記載しているほか、個人情報保護に関する条文を追加している。また、訴訟時効が従来通則における2年から3年へ延長された。これにより、権利者の権利がより長期間保護される。訴訟時効とは、民事権利を侵害された権利者が権利行使できる法定の時効期間のことで、訴訟時効の期間は権利者が侵害の事実を知ったか、または知り得た時から起算される。権利者が侵害の事実を知り得ず、時効が消滅すると、裁判所は当該権利者の権利を保

護できない【1】。

なお、訴訟時効の効力が発生後、権利者が侵害の事実を知り、時効期間内に催告書の送付により相手を督促するか、相手側が履行義務に同意すれば、時効は一旦中断し、効力の発生時期を再び開始時に戻すことができる。ただ、督促の際は、改竄可能なメールでの通知は避け、証拠が残るよう EMS など書面で通知するのが良い。

中国では、以前から日系企業は勿論、地元の中国系企業の間でも債権回収が大きな課題となっている。民法総則の施行により、訴訟時効の起算時期が明確化され、権利が長期間保護されることで、債権者にとっては、訴訟による紛争解決が今よりも有利になる可能性が高い。

民法総則と民法通則における訴訟時効中断の違い

民法総則	民法通則
<p>第 195 条 次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合、訴訟時効が中断し、訴訟時効期間は関係手続が終了した時点から、改めて起算される。</p> <p>(1) 権利者が義務者に対して履行請求を提出した時</p> <p>(2) 義務者が履行義務に同意した時</p> <p>(3) 権利者が訴訟を提起したか、仲裁を申し立てた時</p> <p>(4) 訴訟の提起、又は仲裁申し立てと同等の効力を有するその他の事由</p>	<p>第 140 条 訴訟時効は訴訟の提起か、当事者の一方による要求の提出か又は当事者の一方による履行義務の同意によって中断する。訴訟時効期間は、中断した時点から改めて起算される。</p>

第二、取引契約締結時の留意点

¹ 訴訟時効の発生時点について、総則には(支払行為の)履行期限の満了日(債務を分割で支払う場合は最終の満了日)から起算と明記された。訴訟時効の消滅後でも、債務者が支払に応じる場合は、裁判所による権利保護の有無に関係なく、債権回収可能である。

1. 取引前の事前調査

中国の場合、債権の不良化を受け、訴訟や仲裁に訴えたと、コストや時間を要する。これを回避するには、債権を問題なく回収できる相手先と契約を締結できるよう、事前に相手先を十分に調査することだ。

契約締結に当たり、まず相手先の①営業許可証と②財務諸表を確認すべきだ。①では、関係者の名刺の記載内容と営業許可証の登記内容を比較し、経営範囲が一致するかを確認する。②については、株式の上場企業なら入手可能だが、未上場企業だと入手が難しい。その場合は、相手先が取引する銀行から入手可能だし、相手先に財務諸表の提供を要請しても良い。

また、債権の不良化を防ぐため、契約書に手付金の支払義務、相手先の連帯保証人を明記するほか、相手先代表者の財産を抵当に入れることも有効だろう【2】。

さらに、紛争に発展する事態に備え、債権者は債権の保有に関する証拠書類を保管すべきだ。これには、契約書のほか、貨物交付証明書、債務者への督促状【3】が該当する。契約書には、社印以外に、書類の差替えを防ぐため、割印するのが賢明だ。

2. 紛争解決の手段

中国における法的な紛争解決手段は、主に訴訟と仲裁の2つである。

他にも、取引開始後、当事者間で紛争が発生した場合に備え、契約書に解決の法的手段（訴訟または仲裁）を明記することが重要だ。記載がないと、自ずと訴訟で解決するため、注意が必要である。訴訟の場合、広州など大都市では比較的公平な判決が下されるが、中小都市では依然地元企業に有利な判決が出やすい。中国における裁判制度は二審制が採用されているが、早期の解決を望むなら、1度の仲裁判断で結審する仲裁委員会を明記しておくが良い。

訴訟の場合、当事者の所在地にある裁判所が事案を所管するが、契約書に特に記載がなければ、被告である債務者の所在地の裁判所が事案を所管する。債務者の所在地が債権者から見て遠隔地にある場合、出廷に時間とコストが掛かるため、予め債権者の所在地にある裁判所で訴訟を行う旨、契約書に明記しておくべきだ。

仲裁の場合は、①各地の仲裁委員会のほか、②華南国際経済貿易委員会

² 提訴にあたり、債権者は裁判所に対し、財産保全の申し立てが可能。その際、債権者は裁判所に対し、口座情報、住所、自動車の車両番号、資産の保管場所など相手先の関連情報を提出する必要がある。

³ 弁護士が作成・送付する督促状のほか、会計士が送付する「詢証函（確認依頼状）」、債権者が債務者へ直接送付する「代金督促通知書」がある。他に、債務者に「代金支払遅延承諾書」を送付してもらう方法や、債務者との間で代金の支払遅延につき、協議書を交す方法がある。

(SCIA)、③中国国際経済貿易仲裁委員会 (CIETAC)、④日本や香港など海外の仲裁機構の中から選択できる。

このうち、中国では、②と③が比較的公平性が高いといわれる。②の所在地は広東省深セン市のみだが、②と③を利用する場合、当事者間で仲裁廷の場所を選定できる（仲裁廷がない地域であれば、ホテル内の会議室でも開廷可能）。仲裁委員会は、3名の仲裁人から構成される。首席仲裁人は仲裁機構を選定するが、他の2名の仲裁人について、当事者双方は1名ずつ仲裁人（外国人弁護士も可）を選定できる。

④の場合、海外の仲裁機構が下す判断は、外国仲裁判断の承認および執行を規定したニューヨーク条約により、中国でも最寄りの裁判所で法執行できる【4】。ただし、海外への渡航費用や仲裁に参加する弁護士の費用などを考慮する必要がある。

3. 不良債権の譲渡と相殺

債権回収が困難な場合は、債務者に通知の上、債権の全部または一部を第三者に譲渡する方法もある。ただし、次の事由のいずれかに該当する場合は、譲渡できないため、注意が必要だ。

- ① 契約の性質により譲渡してはならないとき
- ② 当事者間の約定により譲渡してはならないとき
- ③ 法律の規定により譲渡してはならないとき

他にも、契約当事者が互いに中国国内法人で、相手先との間で同等の債務を負っている場合は、法に抵触しない範囲で、双方の債務を相殺が可能だ。ただし、中国の外貨管理規制により、中国と海外の債権債務の相殺は、実務上、不可能なケースが多い。

2018年3月9日



謝宏、広東謝宏法律事務所 (<http://www.xiehonglaw.com/>) 代表、中国弁護士、法学博士(大阪大学)。主に華南地域における日系企業へのコンサルティング業務に従事し、企業買収案件、企業設立・増資案件、企業の解散清算等の撤退案件、債権回収案件、PL 問題案件、税関案件、税務案件、刑事案件、反独占・反不正競争案件、商標を中心とする知的財産案件の対応等に従事する。最近、清算撤退案件、刑事、税関、税務、労働問題案件(労働仲裁・訴訟、ストライキ等)、及び中国企業が日本への投資案件に多く携る。

⁴ 訴訟の場合、日中間には相互主義を認めた条約や協定がなく、日本で勝訴しても、中国ではその判決を執行できない。なお、中国で勝訴した場合、法執行により回収できる債権は元金に中国人民銀行の貸出金利をもとに算出される利息を加えた額が基本。訴訟費用は、当事者間で折半するケースが多い。